常総市不登校児童生徒支援事業仕様書

1　件名 「常総市不登校児童生徒支援事業（以下「本業務」という。）」

2　業務の目的

不登校状況にある児童生徒やその保護者の心的ケアと、不登校児童生徒に対する学習支援を継続的に実施し、常総市立小中学校における不登校発生状況の改善を図る。

3　不登校児童生徒支援講師の業務内容

（1） 保護者に対するコーチングの実施
（2） 児童生徒に対するカウンセリングの実施
（3） 児童生徒に対する学習支援の実施
（4） 各種支援に必要な教材・資料の作成
（5） 常総市関係職員との指導内容、方法についての事前打ち合わせの実施

4　就業場所

就業場所は、「常総市適応指導教室（かしのきスクール）（以下「適応指導教室」という。）」及び「常総市立小中学校（以下「小中学校」という。）とする。

5　契約期間

契約期間は、契約締結の翌日から令和9年3月 31 日までとする。

6　就業日時

（1） 就業日は月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、休校日、及び「常総市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」が指定する日は配置しないものとする。
（2） 就業時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分の間で、利用者が希望する時間に合わせて就業するものとする。
（3） 上記6（1）（2）の詳細は、協議の上、別途定めるものとする。

7　業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報の適正管理

業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

(3) 不登校児童生徒支援講師の服務規律の遵守に係る指導体制の構築

講師については、カウンセリングや学習指導等を適正に行うばかりでなく、日本国内の法令遵守はもとより、市民の教育に対する信頼を背景に高い服務規律を求められていることから、講師に対する適切な指導体制を構築することとする。

(4) 不登校児童生徒支援講師の交代等について

受託者から派遣された不登校児童生徒支援講師が次のいずれかに該当する事由が生じ、その資質に欠けると判断した場合や、円滑に児童生徒、保護者、適応指導教室職員、教育委員会等との関係構築ができないと判断した場合、教育委員会は、派遣元に対し、当該講師に対する指導又は交代を求めることとする。受託者は、教育委員会から指導の要請を受けた場合は、速やかに指導を行うものとする。指導後も改善の見込みがない場合は教育委員会と協議の上、交代することとする。

ア 各種法令に反する行為を行った場合

イ 不登校児童生徒支援講師としてふさわしくない行為があった場合

ウ 指導能力が未熟であり、指導を行っても、改善されない場合

エ 業務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合

(5) 教育委員会、適応指導教室、小中学校との連絡調整

教育委員会や適応指導教室、小中学校への連絡は、連絡先の勤務時間内に行うこと。電話やメールでの連絡等、適切な方法で行うこと。なお、緊急を要する場合は、その限りでない。

(6) 効果的な支援に向けた、業務に係る成果等の把握及び報告

利用者への定期的なヒアリングやアンケートを実施し、業務状況の把握に努めること。また、ヒアリングやアンケートにおいて確認した状況等を整理し、毎月月末に実施報告書を作成すること。

8 その他

(1) 不登校児童生徒支援講師に交通事故等の問題が発生した場合、受託者がその対応を行う。

(2) 受託者は、本業務に係る契約書、本仕様書の記載及び法的な枠組みに従い業務を実施する。

(3) 本業務に係る契約書に定めのない事項又は契約書について疑義が生じた事項については、必要に応じて受託者と教育委員会が協議して定めるものとする。